

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 8 月 27 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
かれい固定式刺し網漁業	6 隻	20 トン未満	定めなし	次の基点 1、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点 2 を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第 44 号、同 46 号及び同 48 号の共同漁業権漁場を除いた区域。 基点 1 下北郡大間町と同郡風間浦村との境の川中石に設置した標柱 基点 2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の埼に設置した標柱 点イ 基点 1 から真方位 38 度 30 分 6,500 メートルの点 点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位 342 度 30 分 6,500 メートルの点 点ハ 弁天島北端標柱から真方位 317 度 30 分 8,000 メートルの点 点ニ 弁天島北端標柱から真方位 272 度 30 分 12,000 メートルの点 点ホ 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻埼に設置した標柱から真方位 270 度 30 分 12,000 メートルの点 点へ 基点 2 から真方位 272 度 30 分 7,000 メートルの点	12 月 1 日から翌年 4 月 20 日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡佐井村に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和 6 年 8 月 27 日から令和 6 年 11 月 8 日まで	1 許可の有効期間は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 4 月 20 日までとする。 2 規則第 14 第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 海中に敷設できる漁具は、全長 1,000 メートル以内のもの 1 ヶ統とする (2) 漁具の目合は、12 センチメートル以上とする (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した旗を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げること

<p>かれい固定式刺し網漁業</p>	<p>8隻</p>	<p>20トン未満</p>	<p>定めなし</p>	<p>次の基点1、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び同48号の共同漁業権漁場を除いた区域。</p> <p>基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村との境の川中石に設置した標柱</p> <p>基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱</p> <p>点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点</p> <p>点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点</p> <p>点ハ 弁天島北端標柱から真方位317度30分8,000メートルの点</p> <p>点ニ 弁天島北端標柱から真方位272度30分12,000メートルの点</p> <p>点ホ 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱から真方位270度30分12,000メートルの点</p> <p>点へ 基点2から真方位272度30分7,000メートルの点</p>	<p>12月1日から翌年4月20日まで</p>	<p>次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>1 下北郡大間町大字奥戸に住所を有する者</p> <p>2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者</p>	<p>令和6年8月27日から令和6年11月8日まで</p>	<p>1 許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年4月20日までとする。</p> <p>2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 海中に敷設できる漁具は、全長1,000メートル以内のもの1ヶ統とする</p> <p>(2) 漁具の目合は、12センチメートル以上とする</p> <p>(3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げること</p>
<p>かれい固定式刺し網漁業</p>	<p>6隻</p>	<p>20トン未満</p>	<p>定めなし</p>	<p>次の基点1、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点2を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域の内、東共第44号、同46号及び同48号の共同漁業権漁場を除いた区域。</p> <p>基点1 下北郡大間町と同郡風間浦村との境の川中石に設置した標柱</p> <p>基点2 下北郡佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱</p> <p>点イ 基点1から真方位38度30分6,500メートルの点</p> <p>点ロ 下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分6,500メートルの点</p> <p>点ハ 弁天島北端標柱から真方位317度30分8,000メートルの点</p> <p>点ニ 弁天島北端標柱から真方位272度30分12,000メートルの点</p> <p>点ホ 下北郡大間町と同郡佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱から真方位270度30分12,000メートルの点</p> <p>点へ 基点2から真方位272度30分7,000メートルの点</p>	<p>12月1日から翌年3月31日まで</p>	<p>次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>1 下北郡大間町大字大間に住所を有する者</p> <p>2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者</p>	<p>令和6年8月27日から令和6年11月8日まで</p>	<p>1 許可の有効期間は、令和6年12月1日から令和7年3月31日までとする。</p> <p>2 規則第14第1項第4号の対象とする。</p> <p>3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 海中に敷設できる漁具は、全長1,000メートル以内のもの1ヶ統とする</p> <p>(2) 漁具の目合は、12センチメートル以上とすること</p> <p>(3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げること</p>

